

議案第66号

寒川町総合計画審議会条例の一部改正について

寒川町総合計画審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月26日提出

寒川町長 木村俊雄

提案理由

寒川町自治基本条例の一部改正に伴い、組織の見直しを図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町総合計画審議会条例の一部を改正する条例

寒川町総合計画審議会条例(昭和41年寒川町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

寒川町総合計画審議会条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が委嘱する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 町議会の議員</u></p> <p><u>(3)～(7)</u></p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が委嘱する。</p> <p>(1) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削る)</u></p> <p><u>(2)～(6)</u></p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>